

第5期嬉野市農業委員会
第30回定例総会議事録

令和3年1月5日

嬉野市農業委員会

第5期嬉野市農業委員会 第30回定例総会議決一覧

議案番号	整理番号	件名	議決日	議決結果
報告第1号		農地法第4条第1項第8号の規定による届出について		
	1	久間提の浦 農業用倉庫	R3.1.5	了 承
	2	岩屋川内才松寺 農業用通路及び駐車場	R3.1.5	了 承
	3	下野三本杉 外2筆 茶飲み台及び駐車場	R3.1.5	了 承
議案第1号		農用地利用集積計画の解約について		
	1	久間天神籠 使用貸借権	R3.1.5	承 認
	2	五町田谷 使用貸借権	R3.1.5	承 認
	3	久間本谷 賃借権	R3.1.5	承 認
	4	下宿一本松 賃借権	R3.1.5	承 認
	5	久間八幡籠 賃借権	R3.1.5	承 認
	6	下宿一本松 使用貸借権	R3.1.5	承 認
	7	不動山宮ノ前 使用貸借権	R3.1.5	承 認
	8	不動山上久保 外2筆 賃借権	R3.1.5	承 認
	9	吉田丁ノ坪 外3筆 賃借権	R3.1.5	承 認
	10	五町田谷 使用貸借権	R3.1.5	承 認
	11	久間明神籠 使用貸借権	R3.1.5	承 認
	12	久間明神籠 使用貸借権	R3.1.5	承 認
議案第2号		農用地利用集積計画の決定について		
		利用権設定		
	塩1~18	五町田谷 外23筆 使用貸借権・賃借権	R3.1.5	承 認
	嬉1~9	不動山堂山 外17筆 賃借権・使用貸借権	R3.1.5	承 認
	市1~4	谷所一本松 外7筆 賃借権(農地中間管理機構)	R3.1.5	承 認
議案第3号		農地法第3条の規定による申請の許可について		
	1	久間八幡籠 外1筆 売買	R3.1.5	許 可

議案第4号		農地法第4条の規定による申請の承認について		
	1	久間提の浦 農業用倉庫及び駐車場	R3.1.5	承認
	2	下宿三本栗 宅地拡張	R3.1.5	承認
	3	谷所桂尾谷 外3筆 植林	R3.1.5	承認
議案第5号		農地法第5条の規定による申請の承認について		
	1	下野樋ノ口 外2筆 資材置場	R3.1.5	承認

第5期嬉野市農業委員会第30回定例総会議事録

- 1 招集年月日 令和 3年 1月 5日
- 2 招集場所 嬉野市役所塩田庁舎 3-2会議室
- 3 開会日時 開会 1月5日 午後3時10分 議長 川内 利光
及び宣告 閉会 1月5日 午後4時12分 議長 川内 利光
- 4 会議の公開の可否・理由 非公開
非公開理由：嬉野市審議会等の会議の公開に関する要綱第4条第1項の規定による

5 出席及び欠席委員並びに職員
(農業委員)

議席番号	氏名	出欠	備考	議席番号	氏名	出欠	備考
会長	川内 利光	出	議長	7	原田 謙次	出	
1	池田 博幸	欠		8	峰 正己	出	事前審査班長
2	馬場みどり	出	議事録署名	9	中島文二郎	出	
3	森 和義	出	議事録署名	10	杉崎 順憲	出	
4	西田 昭義	出		11	山口 安則	出	
5	植松 和幸	出		12	生田 健児	出	
6	山口智佐代	出	憲章朗読				

(職員等)

事務局長	馬場 敏和	主 事	永田 良子
主 事	三根 拓己	農業政策課主任	納富 作男

用途は、農業用倉庫 です。

隣接は、東は宅地、西・南は畑、北は宅地 です。

図面は2ページと3ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議 長

この件について、中島文二郎委員、地域担当委員としての説明、意見を申し上げます。

地域担当

最近、特に農機具が多くなり今の車庫では足りないということで、家の横ですが、そこに農業施設を建てたいということです。よろしく申し上げます。

議 長

続いて、事前審査の結果について、峰 正己委員、班長として報告をお願いします。

班 長

先日はお疲れ様でした。ここは、立派な庭園がありまして、今の倉庫を壊し庭を造り、農業倉庫を新たに作るということで特に問題ないと思います。

議 長

それでは、質疑を行います。質問、意見はありませんか。

議 長

無いようですので、この案件は、報告事案です。了承する委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

全員挙手です。よって、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、整理番号1番については、全員了承です。

議 長

それでは、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

整理番号2番です。

申請人は、下岩屋1区の ○○○○ 様です。

所在地は、大字岩屋川内 才松寺 ○○○番〇、

地目は畑、面積は184㎡のうち65.5㎡です。

用途は、農業用通路及び駐車場 です。

隣接は、東・西は道路、南は畑 北は山林 です。

図面は4ページと5ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議 長

この件について、杉崎委員、地域担当委員としての説明、意見を申し上げます。

地域担当

○○に行く途中の農地で、下は市道、上は林道に接しており、今までは観賞用の菊を作っておられました。昨年、手術をおこない体が不自由になったため菊を辞め家庭菜園を作るため、車の進入路としてスロープを作り脇に菜園をすることです。よろしく申し上げます。

議 長

続いて、事前審査の結果について、峰 正己委員、班長として報告をお願いします。

班 長

よろしいと思います。別に問題ありません。

議 長

それでは、質疑を行います。質問、意見はありませんか。

議 長

無いようですので、この案件は、報告事案です。了承する委員は、挙手をお願いします。

利用権区分は使用貸借権で、目的は米です。
期間は平成29年6月1日から令和4年5月31日までで、
解約理由は、借受人の都合により ということです。
合意解約した旨の通知を受けております。以上です。

議 長
委 員

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。
[「無し。」と呼ぶ者あり。]

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号1番については、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。
[全員挙手]

議 長

異議無しと認めます。議案第1号 農用地利用集積計画の解約について、整理番号1番については、原案のとおり承認することに決定しました。

議 長
事 務 局

それでは、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。
整理番号2番です。

貸付人は 谷の ○○○○ 様、
借受人は 同じく谷の ○○○○ 様です。
所在地は、大字五町田 谷 ○○○番、地目は田、面積は、555㎡、
利用権区分は使用貸借権で、目的は米です。
期間は平成31年3月1日から令和6年2月29日までで、
解約理由は、借受人を変えて再契約 ということです。
合意解約した旨の通知を受けております。以上です。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号2番については、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。
[全員挙手]

議 長

異議無しと認めます。整理番号2番については、原案のとおり承認することに決定しました。

議 長
事 務 局

それでは、整理番号3番について、事務局の説明を求めます。
整理番号3番です。

貸付人は 中通の ○○○○ 様、
借受人は 同じく中通の ○○○○ 様です。

所在地は、大字久間 ^{ほんだに}本谷 ○○○番○、地目は田、面積は590㎡、
利用権区分は賃借権で、目的は米です。

期間は平成30年2月1日から令和5年1月31日までで、
解約理由は、農地法第3条により所有権移転をするため ということです。
農地法第18条第6項の規定による合意解約した旨の通知を受けております。

以上です。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号3番については、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

異議無しと認めます。整理番号3番については、原案のとおり承認することに決定しました。

議 長

それでは、整理番号4番について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号4番です。

貸付人は 下宿の ○○○○ 様、

借受人は 同じく下宿の ○○○○ 様です。

所在地は、大字下宿 一本松 ○○○番、地目は田、面積は2, 224㎡、

利用権区分は賃借権で、目的は米です。

期間は平成29年6月1日から令和4年5月31日までで、

解約理由は、借受人を変えて再契約をするため ということです。

農地法第18条第6項の規定による合意解約した旨の通知を受けております。

以上です。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号4番については、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

異議無しと認めます。整理番号4番については、原案のとおり承認することに決定しました。

議 長

それでは、整理番号5番について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号5番です。

貸付人は 中通の ○○○○ 様、

借受人は 同じく中通の ○○○○ 様です。

所在地は、大字久間 八幡竈 ○○○番、地目は田、面積は929㎡、

利用権区分は賃借権で、目的は米です。

期間は平成29年12月1日から令和4年11月30日までで、

解約理由は、借受人を変えて再契約をするため ということです。

農地法第18条第6項の規定による合意解約した旨の通知を受けております。

以上です。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号5番については、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

異議無しと認めます。整理番号5番については、原案のとおり承認することに決定しました。

議 長

事 務 局

それでは、整理番号7番について、事務局の説明を求めます。
整理番号7番です。

貸付人は 大村市の ○○○○ 様、
借受人は 丹生川の ○○○○ 様です。
所在地は、大字不動山 宮ノ前 ○○○番、地目は田、面積は357㎡、
利用権区分は使用貸借権で、目的は米です。
期間は平成31年3月11日から令和6年3月10日までで、
解約理由は、農地法第5条により転用申請をするため ということです。
合意解約した旨の通知を受けております。以上です。

議 長

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。
無いようですので、採決に入ります。整理番号7番については、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

異議無しと認めます。整理番号7番については、原案のとおり承認することに決定しました。

議 長

事 務 局

それでは、整理番号8番について、事務局の説明を求めます。
整理番号8番です。

貸付人は 中不動の ○○○○ 様、
借受人は 上不動の ○○○○ 様です。
所在地は、大字不動山 上久保 ○○○番 外2筆、地目はすべて田、
面積の合計は2,546㎡、利用権区分は賃借権で、目的は米です。
期間は令和2年10月12日から令和5年10月11日までで、
解約理由は、借受人の都合により ということです。
農地法第18条第6項の規定による合意解約した旨の通知を受けております。
以上です。

議 長

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。
無いようですので、採決に入ります。整理番号8番については、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

異議無しと認めます。整理番号8番については、原案のとおり承認することに決定しました。

議 長
事 務 局

それでは、整理番号9番について、事務局の説明を求めます。
整理番号9番です。
貸付人は 真上吉田の ○○○○ 様、
借受人は 東吉田の ○○○○ 様です。

所在地は、大字吉田 ^{ちょう} 丁ノ坪 ^{つぼ} ○○○番 外3筆、地目はすべて田、
面積の合計は4, 140㎡、利用権区分は賃借権で、目的は米です。
期間は平成31年3月2日から令和4年3月1日までで、
解約理由は、借受を変えて再契約 ということです。
農地法第18条第6項の規定による合意解約した旨の通知を受けております。
以上です。

議 長
議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。
無いようですので、採決に入ります。整理番号9番については、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。
[全員挙手]

議 長

異議無しと認めます。整理番号9番については、原案のとおり承認することに決定しました。

議 長
事 務 局

それでは、整理番号10番について、事務局の説明を求めます。
整理番号10番です。
貸付人は 谷の ○○○○ 様、
借受人は 同じく谷の ○○○○ 様です。
所在地は、大字五町田 谷 ○○○番、地目は田、面積は2, 894㎡
利用権区分は使用賃借権で、目的は米です。
期間は平成26年3月4日から令和11年3月3日までで、
解約理由は、借受を変えて再契約 ということです。
合意解約した旨の通知を受けております。以上です。

議 長
議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。
無いようですので、採決に入ります。整理番号10番については、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。
[全員挙手]

議 長

異議無しと認めます。整理番号10番については、原案のとおり承認することに決定しました。

議 長
事 務 局

それでは、整理番号11番について、事務局の説明を求めます。
議案書10ページ、整理番号11番です。
貸付人は 公益社団法人 佐賀県農業公社 理事長 ○○○○ 様、
借受人は ○○の 農事組合法人 ○○○○ 代表理事 ○○○○ 様です。

と思います。異議ありませんか。

委員
議長

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議無しと認めます。利用権設定について 塩田町の分 整理番号1番から18番までについて 農業政策課の説明を求めます。

農業政策課

別添の表1ページから3ページをご覧ください。

利用権設定塩田町の分 整理番号1番から18番までについて です。

貸し手人は 谷の ○○○○ 様、外17名様、

借り手人は 同じく谷の ○○○○ 様、外10名様です。

所在地は、大字五町田 谷 ○○○番 外23筆、

地目はすべて田で、 面積の合計が26,908㎡です。

利用権は、使用貸借権と賃借権で、期間は2年から10年で、再設定及び新規です。

計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められる各要件を満たしています。以上です。

議長

それでは、塩田町の分整理番号1番から18番までについて、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委員
農業政策課

18番について説明をお願いします。

農地法では、5反要件で引っかかりますが、農業経営基盤強化促進法では大丈夫です。ただし以前より嬉野市では、確約書をいただき必ず農業しますよ、というような、経営状況調査表を付けてもらっています。内容はどのような農業しますよ、機械はトラクター、田植機、コンバインとか所有等を明記頂き、地元の生産組合長、農業委員の証明書をつけて頂きます。今回も同様に承諾頂き添付して頂いております。

委員
農業政策課

そしたら、5反無くても借りられるということですね。

農地法では、5反要件でダメですが、農業経営基盤強化促進法ではこのような書類を頂ければ受付を行っております。

議長
農業政策課

下限はないのですか。

下限はないですが、その辺は聞き取り確認をする中で判断しています。地元の証明が無い限り受け付けられませんよとしています。今回は、隣接が田であり、荒らすよりは貸付が出来ればとの思いはあります。

地区委員

高齢化が進み、定年されたかたが地域の担い手となっており耕作面積が多い少ないは抜きとして受けてくれる人がいれば積極的にそういう人へ集積させてもらいたいと思います。そういうことでよろしくをお願いします。

委員
議長

〔「無し。」と呼ぶ者あり。〕

無いようですので、採決に入ります。塩田町の分 整理番号1番から18番までについて、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議無しと認めます。

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について 利用権設定について塩田町の分 整理番号1番から18番までについては、原案のとおり承認することに決定しました。

議 長

次に、別添の表4ページから5ページ、利用権設定について嬉野町の分です。皆さんに、お諮りします。

利用権設定嬉野町の分整理番号1番から9番までについて、一括審議したいと思います。異議ありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

異議無しと認めます。利用権設定について嬉野町の分 整理番号1番から9番までについて農業政策課の説明を求めます。

農業政策課

別添の表4ページから5ページをご覧ください。

利用権設定について嬉野町の分 整理番号1番から9番までについてです。

貸し手人は 温泉2区の ○○○○ 様 外8名様、

借り手人は 丹生川の ○○○○ 様 外7名様です。

所在地は、大字不動山 ^{どうやま} 堂山 ○○○番 外17筆、

地目は田と畑、面積は田の合計が25,171㎡、

畑の合計が1,055㎡、田畑合計で26,226㎡です。

利用権は賃借権と使用貸借権、期間は3年から10年で、すべて再設定です。

計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められる各要件を満たしています。以上です。

議 長

それでは、嬉野町の分 整理番号1番から9番までについて、質疑を行ないません。質問、意見はありませんか。

議 長

無いようですので、採決に入ります。嬉野町の分整理番号1番から9番までについては、原案のとおり承認することに異議の無い委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議無しと認めます。

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について 利用権設定について、嬉野町の分 整理番号1番から9番までについては、原案のとおり承認することに決定しました。

議 長

次に、別添の表6ページ、農地中間管理機構をとおした、利用権設定について 嬉野市の分です。

皆さんに、お諮りします。利用権設定嬉野市の分整理番号1番から4番までについて、一括審議したいと思います。異議ありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議案第4号 農地法第4条の規定による申請の承認について 整理番号1番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議 長
事務局

次に、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

整理番号2番です。

申請人は 下宿の ○○○○ 様、

所在地は、大字下宿 三本栗 ○○○番○

地目は畑、面積は、85㎡です。

農地区分は第2種農地、用途目的は宅地拡張です。

事由は、家の建て替えに伴い、洗濯干し場や庭がなく不自由なため、宅地拡張として転用したい ということです。

東は田、西は宅地、南は田、北は宅地 です。

図面は17ページと18ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議 長
地区担当
地域担当

植松委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

地元の推進委員がいらしておりますので説明して頂きます。

家の建て替えに伴い、洗濯干し場や庭がなく不自由なため、宅地拡張として転用したいとのことで、周りの田にも水を引かないということで問題ないとおもいます。

議 長
班 長

それでは、峰正己班長、審査結果の報告をお願いします。

説明があったように、家のすぐ横で洗濯干し場とのことで、問題ないと思います。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号2番については、原案のとおり許可相当とすることに異議の無い委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

異議無しと認めます。

議案第4号 農地法第4条の規定による申請の承認について 整理番号2番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議 長
事務局

次に、整理番号3番について、事務局の説明を求めます。

整理番号3番です。

申請人は 山口の ○○○○ 様、

所在地は、大字谷所 桂尾谷 ○○○番○ 外3筆

地目は田と畑、田の面積合計は、1,075㎡、畑の面積が236㎡、

田畑面積の合計で1,311㎡です。

農地区分は第2種農地、用途目的は植林です。

事由は、申請地は現在休耕地であり、猪被害により、畦畔崩壊で復旧困難、ま

お諮りします。委員会として協議すべき案件がありましたら、この場で協議したいと思います。委員の皆さん、何かありませんか。

委員 [「無し。」と呼ぶ者あり。]

議 長

それでは、会議を閉じます。

第5期嬉野市農業委員会第30回定例総会を閉会します。

(午後 3 時 25 分 閉会)